

## 通達に関する Q&A

### Q - 1 通達の内容について教えてください。

国土交通省の直轄工事においてはセメント改良土を新たに施工する場合や再利用する場合、六価クロムの環境庁告示第 46 号試験等を施工前および施工後(必要な場合のみ)に行い、土壤環境基準を満足する土と固化材の組合せ及び配合を用いて施工することとしています。なお、この試験は改良の対象となる地盤に存在するすべての土質(土層)毎に実施することとなっています。

### Q - 2 通達の対象は国土交通省直轄工事だけなのですか？

国土交通省の他に、農林水産省および日本道路公団でも同様の通達及び通知が出されています。なお、地方自治体や民間工事は対象となっていませんが、情報の周知を図っています。

### Q - 3 今回の通達で今後施工されるセメント改良土の環境安全性は確保されるのですか？

セメント改良土の配合設計の段階で、事前に固化材と配合の試験を行い土壤環境基準に適合することを確認しますので、環境安全性を確保できると考えています。

### Q - 4 通達の対象となる工法について教えてください。

セメント及びセメント系固化材を原位置もしくはプラントにおいて土と混合する工法を対象としています。ここでセメント及びセメント系固化材とは、セメントを含有成分とする固化材で、普通ポルトランドセメント、高炉セメント、セメント系固化材、石灰系固化材などを指し、セメントを含有成分としない固化材を用いた工法は対象外です。また、固化材と土を混合せず固化材を単体で用いる工法についても対象外となります。

また、薬液注入工法に関しては施工過程で土壌との混合が起こると考えられることから、セメント改良土と同様に、セメントを含有成分とする注入材を用いたものは通達の対象となります。

### Q - 5 試験で用いる試料について教えてください。

通達に基づく溶出試験で用いる試料は、試験方法 1,4 が配合設計材齢 7 日のものを、試験方法 5,6 が施工後 28 日材齢の現地採取試料となっています。ただ、試験方法 5,6 については、工期の都合などによって材齢が多少異なることになっても、構いません。

また、配合設計材齢 7 日のものについては、割増率なども考慮した上で現場での固化材の添加量に最も近い試料の溶出濃度を採用することとなっています。

**Q - 6 セメント改良土の施工後における溶出試験で、溶出量が土壤環境基準を超えた場合にはどうするのですか？**

事前の配合試験時における環告 46 号に基づく溶出試験において、土壤環境基準を満足するように配合設計を行ったセメント改良土では、施工後にも環境基準を超えることはないと考えられます。仮に、施工後の溶出試験において、六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合は、改良土中への雨水等の浸透を防ぐことにより、周辺土壌への六価クロム拡散を抑制するとともに、周辺環境に影響がないかモニタリングするなど、適切に対処する必要があります。

**Q - 7 改良部分が大深度のため施工後の試料採取が困難な場合はどうするのですか？**

配合設計で混合したセメント改良土試料を別に作成し、適切に管理可能な場所で所定の期間養生させたものを代替試料として使うことができます。

**Q - 8 セメント改良土を再利用する場合に、固化材を再添加したセメント改良土の取扱いはどのように考えればよいのでしょうか？**

再利用するセメント改良土に固化材を再添加したものは、新たに施工するセメント改良土と同等の通達上の取扱いになり、試験方法 1,2,3 の対象となります。

**Q - 9 セメント改良土を他の業者から購入した場合や引き渡された場合の取扱いはどのように考えればよいのでしょうか？また、自社の現場間でセメント改良土を流用する場合も、試験方法 4, 5, 6 は必要なのでしょうか？**

対象となるセメント改良土の溶出量が六価クロムの土壤環境基準を満足することをセメント改良土を供給する側が確認(試験方法 4)した後、施工者に引き渡す必要があります。また、施工者は、施工後に六価クロムの溶出試験を行い、安全なセメント改良土であることを確認(試験方法 5,6)する必要があります。

また、自社の現場間でセメント改良土を流用する場合についても、試験方法 4,5,6 の実施が必要となります。

**Q - 10 セメント改良土を再利用する場合、事前に対象改良土で六価クロム溶出試験を実施して、基準値以下のものを使用していますが、基準を超えた場合そのセメント改良土はどうするのでしょうか？**

土壤環境基準を超えていることが確認されたセメント改良土は、再利用できません。搬出する場合には「指定区域以外の土地から搬出される汚染土壌の取扱指針について」等関係する基準に基づいて対処する必要があります。